

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>「介護保険法(平成9年法律第123号)」の規定に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)別表の100の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>資格管理 ・被保険者の資格取得・喪失・変更の届出 ・被保険者証の交付・再交付</p> <p>介護認定 ・要介護度の認定・更新・区分変更の申請</p> <p>給付管理 ・負担限度額認定や各種減免認定の審査 ・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給 ・施設介護サービス費・特定入所者介護サービス費の支給</p> <p>保険料管理 ・保険料の賦課 ・保険料の減免又は徴収の猶予</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・介護保険業務システム・介護保険認定業務システム・共通基盤システム・中間サーバー・国保接続システム・電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項</p> <p>(情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項</p> <p>(情報照会の根拠) 131、132の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護室高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪福祉部高齢介護室高齢介護課
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	[10万人以上30万人未満] 令和7年1月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	[500人未満] 令和7年1月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	[発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報人手を介在させてを扱う局面ではリスクに対して、下記対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	5. 評価実施機関による担当部署②所属長	山田 琴美	巽 知敬	事後	平成28年4月1日付人事異動による
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、 第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する 情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、 第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する 情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項	事後	番号法の改正(平成二八年六月三日法律第六三号)による 項目の追加
平成28年12月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月10日	平成28年12月1日	事前	平成29年1月4日システム変更による見直し
平成28年12月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年8月10日	平成28年12月1日	事前	平成29年1月4日システム変更による見直し
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号利用法の改正(令和25年法律第27号)による条項号ズレ
令和4年1月5日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険業務システム ・介護保険認定業務システム ・共通基盤システム ・中間サーバー ・国保連続システム	・介護保険業務システム ・介護保険認定業務システム ・共通基盤システム ・中間サーバー ・国保連続システム ・電子申請システム	事後	令和3年10月1日電子申請システムの導入による修正
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」 (以下「番号法」という。)別表第一の68の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」 (以下「番号法」という。)別表の100の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号利用法第9条第1項 別表の100の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、 第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する 情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二93, 94, 95の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項 (情報提供の根拠) 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の 項 (情報照会の根拠) 131, 132の項	事後	法改正に伴う修正
令和7年1月30日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月30日 時点	事後	
令和7年1月30日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年1月30日 時点	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 【十分である】 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 【十分である】	事後	
令和7年1月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		特定個人情報入手を介在させて扱う局面ではリスクに対して、下記対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	事後	様式改正に伴う項目の追加
令和7年1月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式改正に伴う項目の追加